



ガイダンス・ステートメント: 検証

採択日: 2010 年 12 月 29 日

発効日: 2011 年 1 月 1 日

遡及適用: 無し

草案公開期間: 2010 年 8 月 27 日 - 11 月 25 日

翻訳: 公益社団法人 日本証券アナリスト協会

www.gipsstandards.org

ガイダンス・ステートメント：検証

本資料は、GIPS Executive Committee が採択した GIPS の「ガイダンス・ステートメント：検証(Guidance Statement on Verification)」全文(英語)の日本語訳である。翻訳は、日本における GIPS カントリー・スポンサーである公益社団法人 日本証券アナリスト協会が行った。本ガイダンス・ステートメントの日本語訳と原文である英語版との間に矛盾があるときは、英語版を正本とする。本翻訳物の著作権は、公益社団法人 日本証券アナリスト協会に属する。

The copyright of the Japanese Translation of the GIPS Guidance Statement on Verification is owned by the Securities Analysts Association of Japan (SAAJ®).

When there is a discrepancy between the English version and the Japanese Translation of this guidance statement, the English version is controlling.

The Securities Analysts Association of Japan (SAAJ®) is an endorsed Country Sponsor authorized by the GIPS Executive Committee to promote the GIPS Standards. The GIPS® trademark and logo and the GIPS standards are owned by CFA Institute. www.gipsstandards.org.

ガイダンス・ステートメント：検証

序 論

本ガイダンス・ステートメントは、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS®）第 IV 章に概説されている検証手続きを補足し、検証者と資産運用会社に追加的なガイダンスを提供するものである。検証は、検証者が、会社がコンポジット構築に関する GIPS 基準の必須事項のすべてに会社全体として準拠しているかどうか、そして会社の方針と手続きが GIPS 基準に準拠してパフォーマンスを計算し、提示するよう設計されているかどうかを評価するプロセスである。GIPS 基準は、会社が検証を受けることを勧奨する。

検証者の資格要件

検証は、適切な専門家としての能力、経験およびパフォーマンス計算手続きとビジネスプロセスを含む資産運用慣行に関する実務レベルの専門知識を有する“検証者”により実施されなければならない。検証者は、GIPS 基準を熟知し、CFA 協会と GIPS Executive Committee により発行され GIPS 基準のホームページ（www.gipsstandards.org）と GIPS ハンドブックで閲覧可能な、最新情報、ガイダンス・ステートメント、解釈、Q&A、説明を含む GIPS 基準の全ての必須基準と勧奨基準を理解していなければならない。また検証者はパフォーマンスの計算と提示に関して適用される法令・規制についても熟知していなければならない。

検証は、運用会社からは独立した検証者によって実施されなければならない。検証者は、検証報告において意見を表明する際だけでなく、会社の準拠表明の評価に関する手続きを実施する間においても、常に公正さと独立性を維持しなければならない。追加的なガイダンスについては、検証者の独立性に関するガイダンス・ステートメントを参照されたい。

検証者は一般的に、監査、コンサルティングおよびその他、資産運用業に関する高度な知識を有している会社である。検証者は、GIPS 基準に関する検証業務を実施する際には、業界内部で（適用される場合には）現在認められている標準的な行為規範に従わなければならない。

GIPS 基準は、検証を実施するに当たり追加的な資格要件は持たない。

ガイドンス・ステートメント：検証

会社の方針に関する知識

検証者は、GIPS 基準の適用される全ての必須基準と採択された勸奨基準に対する準拠を確立し、維持するための会社の方針と手続きを理解しなければならない。検証者は、GIPS 基準への準拠を確立し、維持するための会社の方針と手続きを入手し、適用されるすべての方針と手続きが適切に含まれて十分に文書化されていることを確認しなければならない。検証者はまた、方針と手続きが明確で、誤解の余地がなく、GIPS 基準と一貫性があり、適用される GIPS 基準の必須事項のすべてに適合することを確認しなければならない。例えば、検証者は以下に掲げる項目に関する会社の方針と手続きを理解しなければならないが、それだけには限らない：

- 投資一任。検証者は会社の投資一任の定義とポートフォリオが一任であるか否かを決定するためのガイドラインを入手しなければならない；
- 投資戦略に従ったコンポジットの定義。検証者は、ポートフォリオをコンポジットに帰属させるための判断基準を記載した、会社のコンポジットの定義リストを入手しなければならない；
- 新規ポートフォリオをコンポジットに含めるタイミング；
- コンポジット中の廃止したポートフォリオを除外するタイミング；
- 利息および配当収入の発生；
- フィーの取り扱い；
- 公正価値の決定にかかわる方針を含むポートフォリオ資産の評価；
- 各ポートフォリオの収益率の算出；
- キャッシュフローの扱い（資本流入/流出のタイミングの前提、大きなキャッシュフローの扱い、および、該当する場合には、重大なキャッシュフローの扱い）
- コンポジット・リターンの計算
- エラー訂正；
- コンポジット・リターンの提示；
- レバレッジ、デリバティブとショートポジションの使用；
- 顧客資産の存在と所有権を含む、ポートフォリオとコンポジット・リターンの計算のベースとなる帳簿と記録の保持；
- コンポジット・ベンチマークの選択、構築および算出；
- パフォーマンス提示資料に関するその他の方針と手続き。

サンプリング

検証者は、検証手続きを実施する際に、サンプリング手法を使用できる。サンプルのサイズは、検証者の判断に基づき異なる。検証者は、適切なサンプルのサイズを決定しなければならないのみならず、選択されたサンプルが会社に固有の状況を考慮して合理的であることを判断しなければならない。サンプル選定に関する追加的な必須事項については、GIPS 基準の第 IV 章を参照されたい。

他の検証者と独立の第三者の業務結果の利用

GIPS 基準は、主たる検証者は、他の検証者の業務を、主たる検証者の意見の基礎の一部として受け

ガイドンス・ステートメント：検証

入れることができると記述している。例えば、グローバルな資産運用サービスに従事している会社が、現地の事務所/支店を含む、世界全体で検証業務を受ける場合、主たる検証者は、他の検証者による現地事務所/支店の検証結果を利用することができる。同様に、他の検証者が既に検証を実施している場合に、現在の検証者は以前の検証者による検証結果を利用することを選択できる。主たる検証者はまた、適格な信頼するに足る、適切な専門家としての能力、経験およびパフォーマンス計算手続きとビジネスプロセスを含む資産運用慣行に関する実務レベルの専門知識を有する独立の第三者のおこなった監査および/または内部統制業務に依拠することを選択できる。この第三者は、GIPS 基準を熟知し、および、CFA 協会と GIPS Executive Committee により発行され GIPS 基準のホームページ(www.gipsstandards.org) と GIPS ハンドブックで閲覧可能な、最新情報、ガイドンス・ステートメント、解釈、Q&A、説明を含む GIPS 基準の全ての必須基準と勧奨基準を理解していなければならない。この第三者はまた、パフォーマンスの計算と提示に関して適用される法律と規制について知識を有していなければならない。更に、主たる検証者は、自らが実施した他の監査、および/もしくは内部統制業務に依拠することを選択することができる。

確認書

意見を表明する前に、検証者は、会社の経営者から、GIPS 基準への準拠を確立し維持するために使用した方針と手続きに関しては、会社の方針と手続き書類に記述されており、検証された期間を通じて一貫して適用されていたことの確認を含む、確認書を入手しなければならない。確認書はまた、会社が検証を受けた期間に GIPS 基準に準拠していたことの確認、および検証期間中に検証者に対して会社が行った関連事項に係る説明を含まなければならない。一般的に、確認書は以下の確認事項を含む：

- GIPS 基準への準拠を確立し、維持するための、会社の方針と手続きが、会社の GIPS 関連の方針と手続き書類に適切に記述されている；
- GIPS 基準への準拠を確立し、維持するための、会社の方針と手続きが検証期間全体にわたり一貫して適用されていた；
- 会社は、会社全体で GIPS 基準に準拠している；
- 会社の経営者が、全ての準拠提示資料の作成と配布を含む、GIPS 基準への準拠を維持するためのすべてに責任を有する；
- 準拠提示資料は、会社の投資パフォーマンスの公正且つ正直な表明である；
- 会社は、それと知って、虚偽もしくは誤解を招くようなパフォーマンス、もしくはパフォーマンス関連の情報を提示していない；
- 会社は、検証者に検証業務遂行に当たり必要な書類のすべてを提供しており、該当する書類の提出を差し控えていない；
- 検証者が意見の対象としている期間；
- 会社は、パフォーマンスの計算と提示に関して適用される全ての法律と規制を順守している；
- 確認書の発行日までの時点においてパフォーマンス結果もしくは検証結果に重大な影響を与えるような事象は発生していない。

ガイダンス・ステートメント：検証

GIPS 検証報告

検証報告は以下についての意見を述べなければならない：

1. 会社が、コンポジット構築の GIPS 基準必須基準のすべてに会社全体として準拠している。
2. 会社の方針と手続きが、GIPS 基準に準拠してパフォーマンスを計算し、提示するよう設計されている。

また、以下の情報が検証報告書に含まれていなければならない。

- 報告書のタイトル；
- 報告書の日付；
- 報告書の提出先；
- 検証の対象となった、定義された会社；
- 検証が実施された対象期間；
- 準拠表明に関する会社の責任を認識する記述を含む、会社の経営者と検証者それぞれの責任；
- 検証が、GIPS 基準の検証手続きの必須基準に従って実施されたことの記述；
- 検証が、特定のコンポジット提示資料の正確性を保証するものではないことの記述；
- その他のプロフェッショナルなガイダンス（例えば、AICPA、IAASB、ICAEW、JICPA ガイダンス）が適用されていれば、その旨の記述；
- 検証者の署名もしくは正式な印章。

必須の内容に加えて、特定の検証作業の状況をより明確にする為に、適切な場合には、検証者の意見は、追加的な情報を含むことができる。

検証者からの報告書なしには、会社は検証を受けている旨を述べてはならない。

もし検証者が、会社が GIPS 基準に準拠していない、もしくは会社の記録では検証業務が遂行できないと結論づけた場合には、検証者は、何故検証報告書が発行できなかったかを明示した記述書を会社宛に発行しなければならない。

勧告書

検証が終了した後に、検証者は検証作業を通じて得られた特定の発見、勧告、その他の改善事項に関する勧告書を会社に対して提出することが推奨される。

準拠提示資料に関するパフォーマンス検査

検証には、特定のパフォーマンス結果の提示について検査するという目的はない。その目的を達成するために、会社は、特定のコンポジット準拠提示資料に焦点を当てたパフォーマンス検査を受けることを選択することができる。パフォーマンス検査は、会社が検証を受けるための必須事項ではない。

ガイドンス・ステートメント：検証

このためのガイドンスについては、パフォーマンス検査のためのガイドンス・ステートメントを参照されたい。

発効日

本ガイドンス・ステートメントは元来 2002 年 3 月 13 日が発効日であり、最初の改訂は 2006 年 1 月 1 日に発効した GIPS 基準への変更を反映させるために行われた。今次改訂の発効日は 2011 年 1 月 1 日であり、GIPS 基準 2010 年版の発効日と一致している。

2011 年 1 月 1 日以降に契約した全ての検証業務、もしくは、運用会社が GIPS 基準 2010 年版を 2011 年 1 月 1 日以前に採用していた場合には、検証者は本ガイドンス・ステートメントに従って検証を実施しなければならない。契約日は、一般的には、検証者と運用会社の経営者双方により署名された契約書の日付により確認できる。検証者はまた、2011 年 1 月 1 日以前においても、本ガイドンス・ステートメントに従い自主的に検証業務を実施することができ、そうすることが勧奨される。本ガイドンス・ステートメントの旧版は GIPS 基準のホームページ (www.gipsstandards.org) で閲覧可能である。